

## 個人情報保護法と過剰反応

坂元 なつみ

「個人情報の保護に関する法律」が2003年5月23日に成立し、同月30日に公布・一部施行された。しかし、2004年4月1日に全面施行された後、法律に対する「過剰反応」や誤解といえる事象が多数発生した。過剰反応とは、個人情報取扱事業者が個人情報保護法の定めにより過度に反応し、社会的に必要な場合であるにもかかわらず、法律の義務を超えて個人情報を保護し、提供を控えることである。過剰反応は2005年頃に騒がれた問題であり、その後、各地で個人情報保護に関する普及啓発活動が行われたことなどから、現在では過剰反応は収束したかのように見える。しかし、実際の現場では、いまなお個人情報の提供に関して困惑する事態が多く生じている。

以上の問題意識をもとに、本研究では、過剰反応に対する個人情報保護法制のあり方を考察した。具体的には、過剰反応問題が現行法の条文の解釈によって対応できるのか否かを考察した上で、対応に限界があると考えて改正案を提案した。

研究方法は個人情報保護法第23条の各種文献を調査し、解釈論を整理した。また、個人情報に携わる業務に従事した人物に、訪問インタビューを行った。

調査の結果、過剰反応現象が今なお現場で起きる理由は、第三者提供をすべき相手かの見極めが困難であったり、提供を求める相手がどのように提供された個人情報をを用いるのか不安を感じて提供を控えることにあることが明らかとなった。一方で、医療現場において本人の意思が確認できない場合に親族と自ら名乗る人物と情報のやり取りをせざるを得ない例もあるなど、民間事業者の中では現在でも第三者提供の運用に関して、様々な戸惑いや誤解が生じている。

そこで、より柔軟に第三者提供の道を開くべく、一般的な例外規定を個人情報保護法第23条第1項に追加することが妥当であると考えた。これによって、個人情報取扱事業者において、個別事例に応じて、提供する個人データの種類、提供方法、提供目的、提供先による利用方法、提供によって本人が得られる利益や防止すべき権利侵害等の諸事情を考慮した上で判断することが可能となる。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。過剰反応現象は、国内事業者の高い遵法意識と個人情報への社会的関心の高まりによって、国内の全体的な意識が個人情報の保護に傾いた結果起きている現象である。しかし、過剰に法を遵守することで、かえって本人の権利利益を侵害する事態が生じると、それは本末転倒である。個人情報の保護と利用のバランスを回復するための方策が求められている。

(指導教員 石井夏生利)